

国土開発幹線自動車道建設会議議事運営規則（案）

（総則）

第1条 国土開発幹線自動車道建設会議（以下「会議」という。）の議事及び運営については、国土開発幹線自動車道建設会議令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（招集）

第2条 会議は、会長（会長が選任されるまでは、国土交通大臣）が日時、場所及び議題を定めて招集する。

（欠席）

第3条 委員は、事故のため会議に出席することができないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。

（議長）

第4条 会長（会長に事故があるときは、令第1条第2項の規定により会長の職務を代理する委員）は、会議の議長となり、議事を整理する。

（部会）

第5条 部会長は、部会の会議が終了したときは、その会議の経過及び結果について、会議に報告しなければならない。

（幹事の意見の聴取）

第6条 会長は、幹事を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

（議事録）

第7条 会長は、議事の経過について、議事録を作成する。

（議事の公開）

第8条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

（雑則）

第9条 会議の議事及び運営に関し、この規則に定めない事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成15年 月 日より施行する。

国土開発幹線自動車道建設会議関係法令

1. 国土開発幹線自動車道建設法 (抄)

(会議の設置)

第十一条 この法律及び高速自動車国道法 (昭和三十二年法律第七十九号)によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に国土開発幹線自動車道建設会議 (以下「会議」といふ)を置く。

(組織)

第十三条 会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 六人

二 参議院議員のうちから参議院の指名した者 四人

三 学識経験がある者のうちから国土交通大臣が任命する者 十人以内

3 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

4 第二項第三号に掲げる委員の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、会議の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

2. 国土開発幹線自動車道建設会議令 (抄)

(会長の職務)

第一条 国土開発幹線自動車道建設会議 (以下「会議」といふ)の会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第二条 会議は、委員の三分の一以上が出席しなければ、開会することができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第三条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の議事に準用する。

(幹事)

第四条 会議に、幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから国土交通大臣が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第五条 会議の庶務は、国土交通省道路局総務課において処理する。

(雑則)

第六条 国土開発幹線自動車道建設法 及びこの政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。